

# 20 個人情報保護規程

(平成29年12月1日施行)



社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団



## (目的)

第1条 この規程は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が保有する個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）及び埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）第59条の規定に基づき、事業団が遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するとともに、事業の適正な運営に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することはできない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「個人識別符号」とは、個人情報保護法第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

3 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実とその他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして理事長が別に定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この規程において「個人番号」とは、番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

5 この規程において「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

6 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。）をいう。

(1) 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 紙面で処理した個人情報を一定の規則（五十音順、生年月日順など）に従って整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によつても容易に検索可能な状態においているもの

7 この規程において「特定個人情報ファイル」とは、個人情報データベース等であつて、個人番号をその内容に含むものをいう。

8 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

9 この規程において「保有個人データ」とは、事業団が開示、内容の訂正、第三者への提供の停止等を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより次に掲げるもの又は6ヶ月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

(1) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

(2) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

(3) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

10 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

#### **(事業団の責務)**

第 3 条 事業団は、この規程の目的を達成するため、その保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 事業団の役職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### **(利用目的の特定)**

第 4 条 事業団は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条及び第5条において同じ。）を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 事業団は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

#### **(特定個人情報の利用目的の特定)**

第 4 条の2 事業団は、特定個人情報を取り扱うに当たっては、番号法第9条第3項に規定する事務の範囲内から、その利用目的を特定しなければならない。

2 事業団は、特定個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

#### **(利用目的による制限)**

第 5 条 事業団は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第4条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 事業団は、解散その他の事由により他の出資法人（埼玉県が出資その他の財政支出等を行う法人をいう。）等から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行すること

に対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

#### **(特定個人情報の利用目的による制限)**

第 5 条の2 事業団は、第4条の2の規定により特定された利用目的以外の目的で、特定個人情報を取り扱ってはならない。

2 事業団は、解散その他の事由により他の出資法人（埼玉県が出資その他の財政支出等を行う法人をいう。）等から事業を承継することに伴って特定個人情報を取得した場合は、承継前に特定されていた利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該特定個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定にかかわらず、事業団は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を取り扱うことができる。

#### **(適正な取得)**

第 6 条 事業団は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

2 事業団は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、その他理事長が別に定める者により公開されている場合

(6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

(7) 第9条第4項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

#### **(取得に際しての利用目的の通知)**

第 7 条 事業団は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 事業団は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 事業団は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより事業団の権利又は正当な利害を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関若しくは地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

#### **(適正な管理)**

第 8 条 事業団は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

- 2 事業団は、個人データの漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 事業団は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 4 事業団は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（その者から当該業務に係る業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### **(第三者提供の制限)**

第 9 条 事業団は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データ（特定個人情報であるものを除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 事業団は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、理事長が別に定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護法第59条に規定する個人情報保護委員会（以下「個人情報保護委員会」という。）に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。

- (2) 第三者に提供される個人データの項目
  - (3) 第三者への提供の手段又は方法
  - (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
  - (5) 本人の求めを受け付ける方法
- 3 事業団は、前項第2号又、第3号又は第5号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、理事長が別に定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 事業団が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
  - (2) 解散その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 事業団は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

#### **(特定個人情報の第三者提供の制限)**

第9条の2 事業団は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を第三者に提供してはならない。

#### **(第三者提供に係る記録の作成等)**

第9条の3 事業団は、個人データを第三者（ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、次に掲げる事項について、確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第9条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 第9条第1項の本人の同意を得ている旨
- (2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
- (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (4) 当該個人データの項目

2 前項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。

3 第1項の記録は、その作成日から3年間保存しなければならない。

#### **(第三者提供を受ける際の確認等)**

第9条の4 事業団は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項について、確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第9条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名
  - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 前項第1号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法により行い、前項第2号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。
  - 3 第三者は、事業団が前項の規定による確認を行う場合において、当該事業団に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。
  - 4 事業団は、第1項の規定による確認を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。
    - (1) 本人の同意を得ている旨（個人情報保護法第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者以外の第三者から個人データの提供を受けた場合を除く。）
    - (2) 第1項各号に掲げる事項
    - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
    - (4) 当該個人データの項目
  - 5 前項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。
  - 6 第4項の記録は、その作成日から3年間保存しなければならない。

#### **（保有個人データに関する事項の公表等）**

第10条 事業団は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) 事業団の名称
  - (2) すべての保有個人データの利用目的（第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
  - (3) 次項、次条第1項、第12条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続
  - (4) 第16条第2項の規定により徴収する手数料の額
  - (5) 事業団が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 2 事業団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
    - (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
    - (2) 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合
  - 3 事業団は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

#### **（開示）**

第11条 事業団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められた

ときは、本人に対し、書面の交付（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 事業団の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 事業団は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

4 事業団は、保有個人データが存在しているか否かを答えるだけで、第1項第1号から第3号までの情報を開示することとなるときは、当該保有個人データの存否を明らかにしないで、第1項の規定に基づく求めを拒否することができる。

#### **(訂正等)**

第12条 事業団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加及び削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 事業団は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

#### **(利用停止等)**

第13条 事業団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第5条又は第5条の2の規定に違反して取り扱われているという理由、第6条の規定に違反して取得されたものであるという理由、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているという理由又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 事業団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第9条第1項又は第9条の2の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であ

って、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 3 事業団は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

#### **(理由の説明)**

第14条 事業団は、第10条第3項、第11条第2項、第12条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

#### **(開示等の求めに応じる手続)**

第15条 事業団は、第10条第2項、第11条第1項、第12条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、個人情報保護法施行令第7条に規定するところにより、その求めを受け付ける方法を別に定めるものとする。この場合において、本人から、当該方法に従って、開示等の求めが行われるようにするものとする。

- 2 事業団は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができるものとする。この場合において、事業団は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

- 3 開示等の求めは、個人情報保護法施行令第8条に規定するところにより、代理人によってすることがきるものとする。

- 4 事業団は、前3項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を別に定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

#### **(手数料)**

第16条 事業団は、第10条第2項の規定による利用目的の通知又は第11条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができるものとする。

- 2 事業団は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料を別に定めるものとする。

#### **(事業団による苦情の処理)**

第17条 事業団は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるとともに、その解決に必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 事業団は、個人情報の取扱いに関する苦情を受けた場合には、遅滞なく、県の事業団所管課（以下、「県所管課」という。）に報告するものとする。

- 3 事業団は、個人情報の取扱いに関する苦情を受け、第1項による苦情の解決に努めてなお苦情があるときは、県所管課に対し助言を求めることができる。

#### **(委任)**

第 18 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴う経過措置については、個人情報保護法附則第 2 条から第 5 条までの規定の例による。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

## 個人情報保護規程第2条第3項に基づく理事長の定め

個人情報保護規程第2条第3項の規定に基づき、理事長が別に定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- 1 次に掲げる心身の機能の障害があること。
  - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
  - (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者
  - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、(2)に掲げるものを除く。）
  - (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- 2 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果。
- 3 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 4 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 5 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

### 附 則

この定めは、平成29年12月1日から施行する。

## 個人情報保護規程第6条第2項第5号に基づく理事長の定め

個人情報保護規程第6条第2項第5号の理事長が別に定める者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する者とする。

- 1 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関
- 2 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）
- 3 著述を業として行う者
- 4 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者
- 5 宗教団体
- 6 政治団体
- 7 外国において2から6に掲げる者に相当する者

附 則

この定めは、平成29年12月1日から施行する。

## 個人情報保護規程第9条第2項及び第3項に基づく理事長の定め

個人情報保護規程第9条第2項又は第3項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

- 1 第三者に提供される個人データによって識別される本人（以下「本人」という。）が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。
- 2 本人が個人情報保護規程第9条第2項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

附 則

この定めは、平成29年12月1日から施行する。